

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 落札者決定基準に関する質問 回答									
No.	タイトル	当該箇所					項目名	質問	回答
		頁	第	●	(○)	○			
1	本書の位置づけ	1	第1	1			用語の定義	「…入札説明書において示す用語の定義…」とありますが、入札説明書に用語の定義がありません。 要求水準書 第6章 その他 6-1用語の定義と読み替えてよろしいでしょうか。	今回公表している入札説明書等に示す用語の定義となります。
2	落札者決定基準	3	第4				落札者決定手順	基礎審査の「入札価格の確認」にて、入札価格が予定価格の額を超えると失格とありますが、入札作業は膨大な労力と費用がかかります。提出して失格とならないためにも予定価格をご教示ください。	予定価格の事前公表は行いません。
3	落札者決定手順	3	第4				基礎審査	図1に記述のある「数量」とは、提出部数との理解でよろしいでしょうか。 「内容の欠落」とは、「様式Ⅲ-1 要求水準チェックリスト」に基づく確認であり、質問回答の内容も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 「等」について、「(2)基礎的事項の確認 市は、入札参加者より提案された提案書の内容について、「様式集」(入札説明書の添付資料)の「様式Ⅲ-1 要求水準チェックリスト」に基づいて、基礎審査項目を満たしていることを確認する。」以外の確認内容について、ご教示ください。	「数量」は、ご理解のとおりです。 「内容の欠落」とは、「様式Ⅲ-1 要求水準チェックリスト」に基づく確認ではなく、提出書類の欠如、誤り、落丁、字が読めないなどを確認します。 なお、基礎的事項の確認は、要求水準書チェックリストに基づいて実施します。
4	落札者決定手順	3	第4				低入価格調査	手順に記載されている低入価格調査は、入札説明書P18(11)に該当するものと考えられます。 入札説明書の項目ウには、「調査の結果…著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず。」記載があり、手順のフローにおいては、落札者とならない(失格)ケースの確認ができません。 入札説明書に記載がある通り、失格または次順位者との調査になるとの理解でよろしいでしょうか。 また、このフローは低入札調査で提出した資料に不備があった場合は失格となり、資料の見直しや追加を意味していないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	提案書審査	4	第6	1	(2)		基礎的事項の確認	基礎審査内容は要求事項の確認であり、提案書の総合審査の評価点に影響しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	落札者決定基準	4	第6	1	3		基礎審査項目	基礎審査項目を満たさない場合は失格との記載がありますが、誤字脱字などの軽微なものは除くとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	落札者決定基準	4	第6		2		基礎的事項の確認	「入札参加者の提案内容が基礎審査項目を満たさない場合は、当該入札参加者は失格とする。」とありますが、本事業の規模や難易度、重要性を鑑みた場合、基礎的事項(要求水準)の確認段階においては、必要に応じて貴市と入札参加者で対面による対話を行い、貴市と入札参加者の齟齬を解消する機会が必要と考えます。是非とも貴市と入札参加者による齟齬を解消する場を設けて頂きたいと検討願います。	対面による対話を行う予定はありません。
8	落札者決定基準	5	第6		(2)		配点	当該項目の配点は3点と記載されておりますが、様式集Ⅳ-1-1には①～⑥までの評価の視点が記載されております。各審査の視点毎での配点は均等に分配されるという理解でよろしいでしょうか。 他項目についても同様です。	ご理解のとおりです。
9	提案価格の得点化方法	6	第6	2	(3)	ア	定性評価	定性評価項目においては、要求水準書に示された通りの水準の提案は、評価Eとなるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準が正しく理解され、具体的な提案を評価します。
10	提案価格の得点化方法	6	第6	2	(3)	ア	定性評価	要求水準を超える提案を求められています。 予定価格には提案による価格増を考慮されているのでしょうか。また、どの程度の額を考慮されているのでしょうか。	要求水準を超える提案は求めておりません。要求水準が正しく理解され、具体的な提案を評価します。提案内容による価格増の考慮はありませんが、事業者の創意工夫や技術力、ノウハウ等の発揮を大いに期待します。
11	提案価格の得点化方法	6	第6	2	(4)	(ア)	提案価格の得点化方法	「入札参加者中、提案書に記載された提案価格が最低である者を1位とし、価格評価点の満点である40点を付与する。」とあります。 事業者が提案する処理方式、設計方針および施工方法の内容によって入札価格に差が生じます。また、要求水準を超える提案を求められていますので、効果が高く特に秀でて優れた提案を行うと費用も増加します。従って、予定価格をご提示していただき、予定価格内で最も優れた提案を評価していただけないでしょうか。	要求水準を超える提案を求めておりません。また、予定価格の事前公表は行いません。提案価格の得点化方法については、落札者選定基準に示すとおりとします。
12	提案価格の得点化方法	6	第6	2	(4)	ア (ア)	得点化方法	「但し、提案価格が、低入札価格調査基準価格を下回る提案価格の場合は、…」とあります。 これは例えば、低入札価格調査基準価格が100億円で、Aグループの提案価格が90億円、Bグループの提案価格が120億円だった場合、Aグループの価格評価点は $40 \times 100 / 100 = 40$ 点であり、Bグループの価格評価点は $40 \times 90 / 120 = 30$ 点ではなく $40 \times 100 / 120 = 33.333$ 点になるという得点化方法であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	落札者の決定	7	第7	1			落札者の決定	落札者の決定方法の例に書かれているD社とE社は総合評価が同じですが順位が4位と5位になっておりますが、同点の場合は性能評価点が優先されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	ユーティリティの物価変動幅	別表1	3				ユーティリティ	汚泥処理に使用する電力、燃料の物価変動幅を評価対象とされていますが、ユーティリティについては電力会社やガス会社などは燃料費(原料費)調整制度により需要家側に価格が転嫁できる仕組みとなっており、事業者にてコントロール不可能な部分となります。よって、最終需要家である貴市にて負担いただくべき費用であり、物価変動幅を事業者側にて提示することは困難と考えます。	ユーティリティについては、様式Ⅳ-3-2に示す物価変動指数と計算式より物価変動幅の影響幅を算出ください。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 落札者決定基準に関する質問 回答										
No.	タイトル	当該箇所						項目名	質問	回答
		頁	第	●	(○)	○	カナ			
15	性能審査項目及び審査基準	—	別表1	2				設計・建設に関する事項	本事業の対象となる施設の舞洲スラッジセンターの近傍の夢洲においては、2025年度に万博が開催されます。設計・建設期間中において、万博の開催前後でのセキュリティや運営による車両や交通制限などが発生すると想定されます。この制限は施工計画・工程管理の検討をする上で重要な要素となるため、交通制限などが見込まれる場合は、範囲や条件などを提示願います。また、制限により工事の全部・一部中止が発生し改築更新期間に影響が出た場合は、改築更新期間の延長をしていただけるよう、柔軟な対応をお願いします。	現在のところ、万博の開催前後でのセキュリティや運営による車両や交通制限などについて提供できる情報はありません。また、制限により工事の全部・一部中止が発生し改築更新期間に影響が出た場合は、ご理解のとおりです。
16	維持管理・運営に関する事項	—	別表1	3				ユーティリティ	「ユーティリティの調達、使用の方法」について、ユーティリティとは、様式IV-3-2(別添1)の項目「電力量料金 水道料金 工水料金 燃料費 薬品費 その他」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	既設監視設備等ソフトウェアの改造について	別紙2						定量評価1の得点化方法	既設監視設備等ソフトウェアの改造の提案数に応じて減点の対象とする旨の記載がありますが、今回の減点対象は、ソフトウェアの改造のみであり、既設配電盤に配線用遮断器等を追加するようなハードウェアの改造は減点の対象とならないということでしょうか。	今回の事業範囲となっている既設設備の改造については、ご理解のとおりです。
18	定量評価の得点化方法	—	別表2					ソフトウェアの改造	「1提案あたり0.025点の減点」とある1提案の中に既存監視設備等を改造する要素を多く入れることも可能であり、改造の定義が不明確であります。画面改造1枚(1点)や運転フローに係るソフトの一部変更など、変更が発生する1項目に対して、0.025点の減点とされるとの理解で宜しいでしょうか。	落札者決定基準に示すとおり、各機場(舞洲スラッジセンター、平野処理場、此花処理場)毎の施設単位(送受泥施設、脱水施設、資源化炉施設、脱水分離液処理施設、返流水施設)の単位とします。